

## 国立大学法人島根大学と独立行政法人日本貿易振興機構との 間における包括的な連携推進に関する協定書

国立大学法人島根大学（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易振興機構（以下「乙」という。）は、両者の社会における基本的使命を尊重しつつ、知的で豊かな社会の創成を目指して以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目 的）

第1条 本協定は、甲と乙が、学術研究、人材育成又は産学連携等での国際的な展開を相互に連携しながら推進し、日本国及び地域の発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、次の連携事項を推進する。

- （1）国際的な産学連携及びグローバル・イノベーションの促進に関すること（別紙参照）。
- （2）グローバル人材の育成に関すること。
- （3）大学発スタートアップ及び地域企業の国際化、海外展開に関すること。
- （4）甲及び乙の研究成果の社会的活用への支援に関すること。
- （5）日本国及び地域の学術、教育、文化、産業等の振興に関すること。
- （6）その他甲及び乙が必要と認める事項。

### （連携会議）

第3条 甲及び乙は、前条の連携事項を検討・実施するための会議（以下「連携会議」という。）を設け、具体的事項について、協議し、決定する。

- 2 甲及び乙は、連携会議の下に、それぞれの案件の具体的な取り組みを検討するための作業部会を置くことができる。

### （事務局）

第4条 本協定の実施のため、甲及び乙は双方に事務局を置く。

- 2 甲の事務局は、研究・地方創生部地方創生推進課とし、乙の事務局は、島根貿易情報センターとする。
- 3 両事務局は、互いに協力して、本協定に係る全ての個別案件が円滑かつ効果的に遂行されるよう最大限の努力を払う。

### （合 意）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき具体的な取り組みを実施することに合意したときは、次

の事項について、その都度書面により取り決める。

- (1) 案件の詳細及びその具体的な推進方法
- (2) 関係契約条件
- (3) 情報提供の範囲
- (4) 甲と乙の役割
- (5) その他具体的事項

2 甲及び乙は、本協定が、次条の秘密保持義務を除き、甲及び乙を法的に拘束するものではないことを相互に確認する。

#### (秘密保持義務)

第6条 甲及び乙は秘密保持義務について、次の各事項を遵守する。

- (1) 本協定履行の過程で相手方から開示された情報で、開示の際、相手方から秘密である旨明示された情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 前号に規定する秘密情報には、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下、同じ。）を含むものとする。また、甲及び乙は、個人情報の取扱いに関して、本条に定めるもののほか、個人情報保護法を遵守するものとする。
- (3) 秘密情報及び秘密情報が記載された記録媒体（以下「秘密事項」という。）を善良なる管理者の注意をもって保管及び管理する。
- (4) 本協定が終了した場合、相手方の指示に従い、直ちに秘密事項の一切を相手方に返還又は破棄する。

2 前項第1号及び第4号は、開示を受けた当事者が次の各号のいずれかに該当することを立証できる場合に限り適用しない。ただし、秘密情報のうち個人情報についてはこの限りではない。

- (1) 開示を受けたときに、既に自ら保有していた情報
- (2) 開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (3) 開示を受けたときに、既に公知公用であった情報
- (4) 開示を受けた後に、自己の責めによらないで公知公用となった情報
- (5) 開示を受けた情報によらず、独自に開発し、又は取得した情報

3 本条は、本協定の終了後もなお3年間（個人情報については期限の定めなく）効力を有する。

#### (反社会的勢力の排除条項)

第7条 甲及び乙は現在、及び、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力

団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準じる者、又は、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。)ではないこと、及び、反社会的勢力に関わりがないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方が前項に反したと認められることが判明した場合には、何らの催告を要せず、本協定を解除することができる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日より2029年3月31日までとする。ただし、甲乙双方の書面による合意がある場合、同じ条件でさらに3年を限度として更新されるものとする。

(協議解決)

第9条 本協定に記載のない事項又は本協定の条項の運用に疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議のうえ、解決する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

2026年6月12日

(甲) 島根県松江市西川津町1060番地  
国立大学法人島根大学  
学長

大谷 浩

(乙) 東京都港区赤坂一丁目12番32号  
独立行政法人日本貿易振興機構  
理事

高島 正浩

## 国際的な産学連携及びグローバル・イノベーションの促進に関する連携事項

第2条（1）の国際的な産学連携及びグローバル・イノベーション促進に関する甲と乙の連携事項は、以下を柱とする。なお、本事項は甲と乙の協議により変更、追加、削除することができる。

### 1. 先端マテリアル分野における地域企業と連携したグローバル・イノベーションの創出

甲を核とした島根県の先端マテリアル分野における産学連携エコシステムと、世界約50か国に事務所をもつ乙の国際ビジネスノウハウ・海外ネットワークとの連携を深め、海外の企業及び研究機関と甲及び島根県内の企業の協業を促進することにより、世界を視野に入れたイノベーションの創出を推進する。